

# コロナ下での大会開催マニュアル

一般財団法人長野県バレーボール協会

## ■はじめに

より感染力の強い新型コロナウイルス「変異株」の蔓延により、感染防止対策を強化します。大会の開催に向けて、選手、指導者、保護者や運営スタッフなど、関わる全ての皆さんが安心して参加し、楽しんでもらうために、どんな感染拡大防止策をとるべきか対応策をまとめました。

これらの対応策が整わない場合は、大会の中止又は延期をしてください。

大会を開催するにあたっては、今後の感染拡大状況や政府、JVA、長野県、開催地市町村、各カテゴリーの統括団体、県協会から発せられる情報を踏まえ、十分に熟考し判断してください。

なお、対応策を十分に実施した場合でも、その時点での感染症拡大状況に合わせて、急な中止または延期を行えるような準備をお願いします。

## ■基本的な考え方

無症状の感染者がいることを前提にすると、いかなる対応策を講じたとしても、一旦大会を開催すれば選手やチームスタッフ・応援者・大会役員・施設管理者など、全ての関係者の感染リスクを高めることは避けられません。

感染拡大防止には、個人防衛、集団防衛、社会防衛の3つの見地から考える必要があり、何よりも重要なのは、発熱・咳・倦怠感などの症状を認めたら、また自分の身の回りに濃厚接触者が、或いはその可能性がある人がいる場合などは、選手・チームスタッフ並びに大会役員は休む勇気を持つこと、応援者にとっては会場には行かないということ浸透させることが重要です。

感染予防は、一般的に「3つの密」（密閉・密集・密接）を避けることが重要とされていますが、感染者或いは感染の疑いがある人を会場に入れられないことが最大の感染拡大防止策であることを、主催者・参加者双方が肝に銘じなければなりません。その意味で、役員個々は勿論のこと、選手・チームスタッフ・応援者を統括するチーム責任者の責務は重大であることを、再認識していただく必要があります。

## ■主催者として対応すべき事項

### 1. 大会開催の判断

(1)開催地および地域の長野県感染警戒レベルおよび特措法に基づいて、以下の対応を原則とする。

レベル3以下：県協会「コロナ下での大会開催マニュアル」に則って実施可

レベル4（特別警戒警報Ⅰ）：観客制限（保護者人数制限等）で実施可

レベル5（特別警戒警報Ⅱ）：無観客（部員は入場可）で実施可

レベル6（まん延防止等重点措置・緊急事態宣言）：中止または延期

※これとは別に医療アラート「医療特別警報」以上が発出された場合は、別途関係者で協議して判断する。

この他、開催地自治体・会場校などの方針・意向を優先して判断すること。

レベル4以上での開催については、事前に県協会に報告すること。

(2)開催可否判断は、大会等の開催一週間前までの決定を原則とする。

(3)それ以降の中止については、大会会長・大会委員長・開催地責任者・関係団体責任者と県協会が協議して決定する。

### 2 大会会場・競技備品類・ゾーニング

(1)換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う。具体的には、試合間、セット間など定期的に、ドア等を開放して外気を取り入れる等の換気を行う。また、空調（換気）設備なども活用する。

(2)試合球はできるだけ複数個用意し、こまめに消毒をして交換（両チームの合計点が5の倍数に達したとき）しながら使用する。レベル4以上では1点毎に消毒・交換を実施する。

(3)線審のフラッグ、得点板、モップ等試合で使用する備品類は、こまめな消毒を実施する。

(4)感染リスクが比較的高い施設・物（トイレ・更衣室・休憩・待機スペース等の共用場所は参加者が触れると考えられる箇所・物は定期的に消毒する。

(5)アルコール等の手指消毒剤を用意し、会場の出入り口等へ配置すること。またレベル4以上では、フロア入り口やベンチ横などに靴底消毒用のマット・雑巾などを設置する。

(6)役員控室等には、関係者以外が立ち入ることのないようにする。

(7)入退時の出入り口を可能な限り分離し、人の流れの一方通行化等、人と人とが交錯する機会を極力減少させる等配慮する。

(8)予め参加チーム毎の待機場所を指定する。（観客席またはフロア内などに）

### 3 運営スタッフの体調管理

役員（大会運営および競技運営に関わるスタッフ全員）も選手・チーム関係者同様に検温・健康確認を実施する。健康管理シート（開催日より2週間前からの健康観察）を提出し、役員も参加者としての義務を遵守する。

#### 4 受付時の留意事項

受付スタッフおよび参加者（役員含む）が密接しないようにする。

- (1) 人と対面するためマスク・ポリ手袋を着用し、アクリル板等で遮蔽するか、フェイスシールドなどを活用するなど、接触・飛沫感染予防を徹底する。
- (2) 風邪（発熱・咳等）症状のある者は、入場できないことを呼びかける。
- (3) 参加者が距離を置いて並べるように目印等を設置する。
- (4) 入場者全員を非接触型体温計で検温する。

※37.0℃以上は接触式体温計にて再検温を実施し、37.5℃以上は入場を拒否する。また 37.0℃～37.5℃未満は、チーム責任者立ち合いの下で問診を行い、判断が難しい場合は「抗原検査キット」を用い、その結果をもって判断できるものとする。その際は予め本人および保護者の承諾を経てから実施するものとする。

※平熱を越える者も上記と同様の対応とする。（平熱は健康管理シートへの記載を必須とする）

※感染疑いのある場合は、本人および所属チームは、参加できないものとする。

- (5) 大会会長・大会委員長・開催地責任者・関係団体責任者と県協会の協議により、参加選手およびチーム関係者に、自己負担による入館前の「抗原検査」を義務付けることができるものとする。その場合、役員も抗原検査の対象とするが、費用は主催者負担とする。
- (6) 入退場口を限定し、担当者を常時配置して入退場者を監視させる。一時的に退場を希望する者には、参加証等を発行するなど厳格な管理を行う。

#### 5 式典・表彰等

開・閉会式などの式典は極力実施せず、表彰はコート表彰とする。

式典を実施する場合は、参加者が密とならないようにし、内容の簡略化や拡散整列・代表者出席などができるものとする。

#### 6 競技運営について

- (1) 原則1会場1コート4チーム以内で行い、役員・チームの会場間の移動は極力避け、分散開催とすることが望ましい。

※観客席のある比較的大きな会場の場合は、2コート以上でも開催できるものとする。

- (2) 体育館内（競技エリア内）は、試合を行うチーム、審判団（主審・副審、記録員、ラインジャッジ、得点係）、競技運営スタッフのみとする。
- (3) セット間、試合間の窓・扉の開放換気や大型扇風機などを活用し積極的な換気に努める。
- (4) 競技エリアのレイアウトは、参加者の密集・密接な環境を避けるため、競技に著しい影響を与えない範囲で競技規則を変更 ※）できるものとする。またチームスタッフはマスク着用、控え選手もマスク着用が望ましいが熱中症の危険が伴う場合はこの限りとししない。

※ベンチ椅子減、アップゾーン拡大、ラインジャッジ人数、給水場所、コートチェンジの省略など

- (5) 選手のタオル・給水ボトルなどは、個人毎の袋またはカゴなどで管理させる。また可能な範囲でベンチ・ウォームアップゾーン付近などに、それらの置き場を設ける。
- (6) 試合終了毎に競技エリア（椅子・モップ・線審フラッグ・得点板・記録席・審判台など）の消毒を行い、消毒が終了するまで、次試合チームを競技エリアに入場させない。尚、試合を行ったチームに消毒作業を義務化することができる。

## 7 審判員・JVIMS について

審判団およびJVIMSは、マスクまたはフェイスシールド、およびポリ手袋等の着用を原則とする。

### (1) 主審・副審

ア 試合前後に監督・選手との握手は行わない。また、トスは、選手との距離を保ち、短時間ですませる。

イ 電子ホイッスルで試合を進めてもよい。

ウ 吹笛は、マスク内または飛沫防止カバーを使用する。

（笛・飛沫防止カバーは、使用前後の洗浄・消毒をする）

### (2) 記録・JVIMS

筆記用具や器具の共用を避ける。IT機器など共用が避けられない場合は、使用者が都度消毒する。

### (3) 線審

ア マスクの着用は、熱中症の可能性が心配される環境においては、この限りとし  
ない。

イ フラッグは、試合前後に消毒を行う。

ウ 暑熱状況等に応じて、セット毎の交替や飲料の携帯を認める。

### (4) その他

ア ボールリトリバー・ボール消毒者・点示の対応は審判団と同様とするが、レ  
ベル4以上においては、点示を除き使い捨てエプロン等を着用させる。

イ 大会審判委員長・JVIMS 責任者は、ミーティングにおいて感染防止対策の周  
知・徹底するなど、審判団・JVIMS 関係者の感染防止について責任を負う  
ものとする。

## 8 その他

(1) 感染対策と共に熱中症リスクにも備えること。特にマスク着用者へはこまめ  
な水分補給を促す。

(2) 代表者会議は必ず実施し、感染症対策・熱中症対策について厳に徹底する。

(3) 感染者発生時における追跡・調査を可能とするために提出された書面（健康管理  
シート）については個人情報として保管し、1ヶ月を目途に適切な方法で廃棄す  
る。

(4) 参加者（応援者含む）に対して、厚生労働省が推奨する感染者接触確認アプリ  
（COCOA）の活用を促す。

(5) 役員の昼食については、接触機会最小化の観点から、弁当代を旅費日当に含めて  
支給することができるものとする。

(6) 会場毎に感染防止管理者を選任する。管理者は感染症対策が遵守されているかを  
監視し、必要に応じて場内放送や拡声器などを用いて指導を行う。またパトロー  
ルなどを実施する場合は、管理者の証となる腕章・ビブスなどを着用する。

## ■参加者が遵守すべき事項（選手・チームスタッフの義務）

本内容を遵守できない者およびチームには、会場への入場を拒否したり、途中退場を求めたりすることがあります。チーム責任者は、必ず本内容を参加者（応援者含む）に周知・徹底すること

### 1 参加者が遵守すべき事項

(1) 会場内への入場できるのは以下の者とする。

ア チームスタッフ（部長、監督、コーチ、マネージャーなど大会要項による）

イ 選手（本大会にエントリーした者のみ）

ウ 応援者（都度大会の主催者が判断するので、それに従うこと）

※1) ア～ウ及び大会役員以外は体育館には入場できない。

※2) 入場の際は健康管理シート様式1～3を提出する。チーム責任者は、大会14日前までに自チーム参加者にシートを配付して健康観察させ、大会当日の入館時までにとりまとめ一括して提出すること。

※3) 会場の入り口で検温を実施するので協力すること。

（検温で37.5度以上は入館できない。また37.0～37.5未満および平熱を越えている者は、チーム責任者立ち合いの下での問診が行われ、感染リスクが高いと判断された者は入館できない。その際「抗原検査」を実施して最終判断とする場合がある）

※4) 主催者の判断で、自己負担による「抗原検査」を義務付ける場合がある。その場合は主催者の指示に従うこと。

(2) 大会前2週間前において、次に該当する者は自主的に参加を見合わせること。

ア **明らかに**平熱を超える発熱、咳・喉の痛みなど風邪症状、嗅覚や味覚の異常

イ 体が重く感じる（だるさ、倦怠感）、疲れやすい、息苦しい（呼吸困難）等

ウ 新型コロナウイルス感染症の陽性者との濃厚接触が確認された場合

エ 同居家族や身近な知人の中で感染が疑われる方がいる場合

オ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への渡航又は当該在住者との濃厚接触があった場合

(3) マスクを持参し着用すること（競技中以外はマスクを着用）

(4) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を頻繁に実施すること

(5) 他チームの参加者、大会役員等との距離を確保（できるだけ2m以上）すること。

また、チーム毎に控え場所（荷物や待機するスペース）を決めるので、極力決められた場所にいること。またチーム毎に消毒液等を持参し、使用の前後に控え場所の消毒を行う。

(6) 大会開催中は大きな声での会話、応援等をしないこと。

(7) 大会終了後、2週間以内に参加者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に速やかに報告すること

（報告先：専務理事 村上里志 tel.090-8961-3845）

(8) その他、感染防止のために主催者が定めた措置を遵守し指示に従うこと。

## 2 競技中に遵守すべき事項

- (1) 競技中の円陣やベンチでの集合時における密集・密接、大声の発生などは極力避ける。
- (2) 競技中の選手同士のハイタッチなど、パフォーマンスは極力控えめにする。
- (3) ネット際での、相手コートに向けた状態での発声は控える。
- (5) タオル、水ボトル等は共用しないこと（袋・カゴなどに入れ選手個々に管理のこと）
- (6) コイントス時、主将と審判間のあいさつ、試合前後の握手は一礼などに代える。
- (7) 試合終了後は、チームの責任でベンチ・モップ等を消毒してから退場する

以 上